

板野町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 (2014)年 6 月 策定
令和 8 (2026)年 4 月 改定

板野町

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に係る基本的方針.....	3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等.....	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	3
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ（時期区分）.....	4
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	4
第5節 対策推進のための役割分担.....	5
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	7
第1章 実施体制.....	7
第1節 準備期.....	7
第2節 初動期.....	7
第3節 対応期.....	8
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	8
第1節 準備期.....	8
第2節 初動期.....	9
第3節 対応期.....	9
第3章 まん延防止.....	9
第1節 準備期.....	9
第2節 初動期.....	10
第3節 対応期.....	10
第4章 ワクチン.....	10
第1節 準備期.....	11
第2節 初動期.....	11
第3節 対応期.....	11
第5章 保健.....	12
第1節 準備期.....	12
第2節 初動期.....	12
第3節 対応期.....	12
第6章 物資.....	13
第1節 準備期.....	13
第2節 初動期.....	13
第3節 対応期.....	13
第7章 住民生活及び地域経済の安定の確保.....	13
第1節 準備期.....	14
第2節 初動期.....	14
第3節 対応期.....	14

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に係る基本的方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等は、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現すること、あるいはこれまで人類が経験したことのない全く未知の病原体が出現することにより発生する。これらの病原体に対しては、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、住民の生命及び健康に甚大な被害をもたらすとともに、社会・経済活動の広範な停滞を引き起こす懸念がある。

2020年初頭より世界的な大流行を引き起こした新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の経験は、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響を及ぼし、国家や地方公共団体の危機管理として社会全体で対応する必要性を改めて浮き彫りにした。この未曾有の危機対応を通じて明らかになった課題や、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）等の関連法令の改正を踏まえ、町は特措法第8条に基づく「板野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を抜本的に改定する。

本計画は、県が策定した「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合性を図り、保健所を設置しない市町村としての役割を明確にした上で、以下の2点を主たる目的として総合的な対策を講じる。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

新型インフルエンザ等の発生初期において感染拡大を抑え込み、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備やワクチン供給のための時間を確保する。さらに、流行のピーク時における患者数を可能な限り少なくすることで、県が構築する広域的な医療提供体制への負荷を軽減し、重症化リスクの高い患者が確実に適切な医療を受けられる環境を維持し、重症者数や死亡者数を最小限に抑える。

2. 町民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

感染拡大防止措置と社会経済活動の維持とのバランスを踏まえ、科学的知見に基づく適時適切な対策の切替えを円滑に行う。町内における感染対策の徹底により欠勤者の増加を防ぐとともに、町役場のみならず町内事業者における事業継続計画（BCP）の策定・実施を強力に推進し、医療・福祉の提供、ライフラインの維持、生活必需品の供給等、町民生活の安定に寄与する重要業務の継続を図る。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

過去のパンデミックの経験から、特定の事例のみに偏重して準備を行うことは、危機管理上極めて大きなリスクを伴う。本行動計画は、特定の感染症や過去の事例（平成21年のA/H1N1や新型コロナウイルス感染症等）のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや未知の新感染症等、様々な呼吸器感染症が流行する可能性を広く想定し、発生した病原体の特性（病原性、感染力等）を踏まえ、多様なシナリオに柔軟に対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

各種対策を実施するにあたっては、科学的知見を基本としつつ、町の地理的条件、人口動態、社会基盤の発達度、ならびに県内における医療資源の分布状況等を総合的に考慮し、効果的な対策を組み合わせることでバランスの取れた戦略を展開する。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ（時期区分）

これまでの行動計画における発生段階（「未発生期」「海外発生期」「県内未発生期」「県内発生早期」「県内感染期」「県内小康期」）の区分を見直し、中長期的に複数の感染の波が生じる事態や、病原体の変異による対策の長期化を想定し、より柔軟かつ機動的な対策の切替えを可能とするため、対策実施上の時期区分を「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に再編する。

時期区分	定義・状態及び対応の方向性
準備期	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまでの平時の段階。抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、町及び事業者における事業継続計画（BCP）の策定と見直し、町民に対する啓発、DXの推進や実践的な訓練等、事前の準備を周到に行う。
初動期	国内外における発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの段階。未知の感染症の特性を把握しつつ、直ちに初動対応体制へ切り替え、情報収集・共有を強化して感染拡大に対する準備の時間を確保する。
対応期	政府の基本的対処方針が実行されて以降の段階。以下の状況に応じて対策を柔軟に切り替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・封じ込めを念頭に対応する時期：限られた知見の中で、入院措置や積極的疫学調査の支援等により感染拡大を抑え込む。 ・病原体の性状等に応じて対応する時期：感染拡大が進んだ場合、病原性や感染力のリスク評価に基づき、医療提供体制のキャパシティ内に流行を抑制するためのまん延防止措置を講じる。 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期：科学的知見の集積とワクチンの普及に合わせて、適切なタイミングで対策を柔軟かつ機動的に切り替える。 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期：免疫の獲得等により、特段の行動制限等を伴わない日常的な感染症対策へと出口戦略を進める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町における対策の実施に当たっては、国、県、関係機関等と相互に連携協力し、以下の点に十分に留意する。

1. 基本的人権の尊重と偏見・差別の防止

対策の実施に伴い町民の自由と権利に制限を加える場合（外出自粛要請、施設の使用制限等）は、必要最小限のものとする。法令の根拠に基づくことを前提とし、リスクコミュニケーションを通じて町民へ十分な説明を行い、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療・福祉従事者等に対する不当な偏見や差別、誹謗中傷は重大な人権侵害であり、受診控え等による感染拡大の温床ともなるため、町としてこれらを断固として防止するための啓発を強力に推進する。

2. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

迅速な情報収集・共有、予防接種事務の効率化、ならびに県等の関係機関との連携を強化するため、平時からシステムの標準化やデータ連携等のDXを積極的に推進する。これにより、有事における行政負担の軽減と正確な政策判断の基盤を確立する。

3. EBPM（エビデンスに基づく政策立案）と継続的な改善

科学的根拠（エビデンス）に基づく政策を推進するため、平時から適切なデータの収集・分析体制を構築する。新たな科学的知見をフィードバックすることで、行動計画等の不断の見直しを図る。

4. 感染症危機下の災害対応

町において、感染症危機と自然災害（地震、風水害等）が複合的に発生する事態を想定し、避難所における十分な感染症対策（隔離スペースの確保、衛生用品の備蓄等）を平時から進める。自宅療養者等の要援護者の避難支援等についても、関係部局間で情報共有の仕組みを構築しておく。

5. ワンヘルス（One Health）・アプローチの考慮

人獣共通感染症の発生リスクを低減するため、人の健康だけでなく、動物や環境の衛生状態にも着目するワンヘルスの理念を念頭に置き、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況についても平時から関係機関（農林水産関係部局等）と情報共有を図る。

第5節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等の発生時において、各主体が担うべき役割を以下のとおり明確化する。

1. 国の役割

検疫体制の強化による水際対策、ワクチンの研究開発・確保・供給体制の構築、財政的支援の実施、並びに政府対策本部を通じた基本的対処方針の策定と全国的な総合調整を担う。

2. 県の役割

感染症法に基づく入院措置、積極的疫学調査の実施（保健所機能）、医療法・予防計画に基づく県内の広域的な医療提供体制の確保、並びに特措法に基づくまん延防止等重点措置や緊急事態措置の判断・要請等の中心的な役割を担う。

3. 町の役割

町民に最も近い基礎自治体として、特措法に基づく対策を的確に実施する。特に、住民に対するワクチンの円滑な接種、町民へのきめ細かな情報提供とリスクコミュニケーション、自宅療養者や要援護者に対する生活支援、及び町立学校や町有施設におけるまん延防止措置の実施において主体的な役割を果たす。保健所を設置していない本町においては、徳島県（管轄保健所）との緊密な連携が不可欠である。

4. 医療機関の役割

県と締結した医療措置協定等に基づき、発熱外来の設置、感染症患者の入院受け入れ、自宅療養者等への医療提供を行う。また、町が実施するワクチン接種事業への多大な協力と人員派遣を担う。

5. 指定公共機関・指定地方公共機関・登録事業者の役割

医療の提供、または町民生活及び経済の安定に寄与する重要業務（電気、ガス、通信、運輸等）を担う事業者は、平時からBCPを策定し、有事においても最低限のサービスを継続する社会的使命を果たす。

6. 一般事業者の役割

職場における感染防止策（テレワーク、時差出勤、衛生管理等）を徹底する。また、感染拡大の状況や行政からの要請に応じ、業務の縮小や施設の使用制限に協力する。

7. 町民の役割

平時から手洗い、換気、咳エチケット等の基本的な感染対策を習慣化する。また、パンデミック発生に備え、食料品、日用品、衛生用品（マスク、消毒薬等）の備蓄に努める。有事においては、行政が発信する正確な情報に基づき、感染拡大を防ぐための適切な行動（外出自粛要請への協力や予防接種の検討等）をとる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

板野町において実施する具体的な対策を、以下の7つの項目に分類し、各時期区分（準備期・初動期・対応期）に応じた行動指針を規定する。これらは、町民の生命と生活を守るための包括的な危機管理対応である。

第1章 実施体制

新型インフルエンザ等対策は、板野町的全組織を挙げて対応すべき最重要課題である。事態の進展に応じて柔軟かつ拡張可能な指揮命令系統を構築し、迅速な政策判断と実行を可能とする体制を整備する。

第1節 準備期

1. 行動計画及び事業継続計画（BCP）の策定と見直し

総務課を中心に、国や県の動向、新たな科学的知見を踏まえて本行動計画を定期的に見直す。同時に、町役場内で多数の職員が罹患した場合でも、住民生活に不可欠な行政サービスを維持するため、各課の優先業務を精査した「板野町業務継続計画」を更新する。

2. 庁内連携と役割分担の明確化

平時より町業務継続計画の更新を行うとともに、各課の役割分担を再確認する。各課の主な役割分担は以下の表のとおりとする。

担当課	主な対策業務の所管
総務課	対策本部の運営統括、全庁的な総合調整、BCPに基づく体制見直し、防災行政無線等による広報統括、物資（マスク等）の備蓄管理。
福祉保健課	徳島県（保健所）との連携、相談窓口の設置・運営、ワクチン接種事業の統括、要援護者や自宅療養者への生活支援、心のケア。
産業課	町内事業者へのBCP策定啓発、経済団体との連絡調整、生活必需品の流通状況監視、休業要請等への協力・支援金等の対応。
住民課	死亡者発生時の対応（火葬場等の調整）、各種証明発行業務の継続。
建設課・水道課・下水道課	道路、上水道、下水道等の重要ライフラインの維持管理の継続。
環境生活課	一般廃棄物（ごみ・し尿）の適正処理の継続、環境衛生の指導。
教育委員会	町立学校等における感染防止策、臨時休業（休校・学級閉鎖）の判断、児童生徒の家庭学習支援の実施。

3. 実践的な訓練の実施と人材育成

対策本部の立ち上げ、情報伝達、特にワクチン集団接種会場の運営に関する実践的なシミュレーション訓練を定期的の実施し、職員の対応能力（練度）を向上させる。

第2節 初動期

1. 板野町新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府対策本部が設置され、県が対策本部を設置した場合、本町においても直ちに町長を本部長とする「板野町新型インフルエンザ等対策本部」の設置を検討する。必要に応じ、政府の動きに先んじて全庁的な警戒体制を立ち上げる。

2. 財政措置の確保

機動的な対策（物資調達、ワクチン準備等）を実施するため、予備費の充当や専決処分等を活用して迅速に予算を確保する。事態の規模によっては、地方債の発行に向けた準備も進める。

3. 人員体制のシフト

BCPを発動し、休止・延期可能な通常業務に従事する職員を、対策本部、相談窓口、ワクチン接種準備等の緊急対応業務へと速やかにシフトさせる。

第3節 対応期

1. 対策本部の運営と意思決定

対策本部は、県から提供される感染状況やリスク評価の情報を分析し、町内でのまん延防止措置、町立施設の休館、イベントの自粛等に関する意思決定を迅速に行う。長期間に及ぶ対応を見据え、職員のメンタルヘルスケアやローテーション勤務体制を確立する。

2. 県との総合調整及び応援要請

町内での感染まん延により、町独自の行政機能の維持や対策の実行が著しく困難となった場合は、特措法の規定に基づき、遅滞なく県に対して事務の代行や応援職員の派遣を要請する。

3. 緊急事態措置等の対応

県に「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が適用された場合、県が行う総合調整に従い、町内の施設管理者等に対する要請等の周知や、外出自粛要請の広報など、必要な協力を全面的に行う。

4. 対策本部の廃止（出口戦略）

感染状況の沈静化による国の緊急事態解除宣言や県対策本部の解散等を受け、町の対策本部を廃止し、特措法によらない基本的な感染症対応へと行政機能を常態復帰させる。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、未知のウイルスに対する住民の不安から、情報の錯綜、パニック的な購買行動、あるいは偽・誤情報（フェイクニュース）の流布（インフォデミック）が発生しやすい。表現の自由等に配慮しつつ、科学的根拠に基づく正確な情報を迅速に提供し、双方向の対話を通じて住民の適切な行動変容を促す。

第1節 準備期

1. 情報発信の基盤整備

総務課及び福祉保健課を中心に、町公式ウェブサイト、広報誌、防災行政無線、公式SNS等の多様な情報発信ツールを整備する。住民が有用な情報源として町の発信を認知・

信頼するよう、平時からインフルエンザ等の感染症予防に関する啓発を継続的に行う。

2. 双方向コミュニケーション体制の準備

有事において住民からの問い合わせが殺到することを想定し、専用のコールセンター（相談窓口）を迅速に立ち上げるための予算確保、マニュアル整備、回線の確保、FAQ（よくある質問）の原案作成を進める。

3. 偽・誤情報対策と人権への配慮

感染者や医療従事者を特定し非難するような行為は重大な人権侵害であることを啓発する準備を行う。また、科学的根拠のない情報に惑わされないよう、情報リテラシー向上に関する周知を図る。

第2節 初動期

1. 相談窓口の設置と稼働

福祉保健課内に相談窓口を設置し、住民からの健康不安に関する相談を受け付ける。発熱等の症状があり感染が疑われる者については、徳島県が設置する受診相談センターへ適切に誘導する。

2. 迅速かつ正確な情報発信

ウイルスの特性、国内外の発生状況、町の対応方針（町立施設の状況等）について、パニックを防ぐため冷静なトーンで一元的に発信する。この際、高齢者や外国人など、配慮が必要な層に対して分かりやすい表現（やさしい日本語等）を用いる。

第3節 対応期

1. リスクコミュニケーションの深化

外出自粛や施設の使用制限、ワクチン接種の開始等、町民生活に直結する強い対策を実施する際には、なぜその措置が必要なのか、科学的根拠（エビデンス）や県のリスク評価を交えて丁寧に説明する。

2. 双方向性の維持とフィードバック

相談窓口寄せられた声やSNSの反応を分析し、町民が何に不安を抱いているか（ワクチンの副反応、生活物資の不足等）を把握する。これらをFAQの更新や次なる広報メッセージに即座に反映させる。

3. 生活支援・経済支援情報の徹底周知

感染症によって経済的打撃を受けた町民や事業者に対して、国・県・町が実施する各種支援制度（給付金、貸付金等）の情報を、漏れなく迅速に届ける。

第3章 まん延防止

町内における感染拡大のスピードとピークを抑制し、県全体で確保している医療提供体制が崩壊することを防ぐための公衆衛生対策を実施する。保健所設置市以外の町として、県の要請と連動した対応を行う。

第1節 準備期

1. 基本的感染対策の定着

町民に対し、マスクの着用（咳エチケット）、手指消毒、三密（密閉・密集・密接）の回避、こまめな換気等の基本的感染対策の徹底を、あらゆる機会を通じて呼びかける。

2. 施設運営・学校教育におけるマニュアル整備

町立学校、保育所、および町有の集客施設において、感染者が発生した場合の休業（休校・学級閉鎖等）の基準や連絡体制、オンライン学習への切り替え等の準備を進める。

第2節 初動期

1. 町主催イベント・会議の自粛検討

町が主催する行事やイベントについて、感染リスクを評価し、規模の縮小、延期、または中止を迅速に決定し、町民に周知する。

2. 町有施設の感染対策強化

公共施設における手指消毒液の設置、利用者の健康チェック（検温等）、換気の徹底など、水際での感染防止策を強化する。

第3節 対応期

1. 外出自粛および移動制限の周知

県の方針や、特措法に基づくまん延防止等重点措置・緊急事態措置の適用状況に応じ、町民に対して「不要不急の外出自粛」や「感染拡大地域との往来自粛」を必要に応じ強く要請・広報する。

2. 町立学校・保育施設等における対応

- 町教育委員会は、県教育委員会および福祉保健課（保健所連携）からの情報に基づき、地域内の感染状況を評価し、必要に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、または学校全体の臨時休業（休校）を機動的に実施する。休業期間中は、児童生徒の家庭学習の継続を支援する。
- 板野保育園等の児童福祉施設においても、集団感染のリスクを考慮し、保健所と協議のうえ休園措置等を検討する。ただし、医療従事者等社会機能維持者を保護者とする児童の居場所確保には十分配慮する。

3. 町有施設等の使用制限

感染リスクが高いと判断される町有の集客施設（体育館、文化施設等）について、一時的な閉鎖や利用制限を講じる。

4. 対策の緩和・出口への移行

ワクチンの普及や病原体の弱毒化等により、県がまん延防止対策の緩和を決定した場合は、町もそれに連動し、休止していたイベントや施設利用を段階的に再開し、特措法によらない基本的な感染対策へと速やかに移行する。

第4章 ワクチン

特措法および予防接種法に基づき、町民に対するワクチン接種を安全かつ迅速に実施する。これは、町が実施主体として担う最も重要な対策業務の一つであり、全庁的な協力体制で臨む。

第1節 準備期

1. 接種対象者の推計とシミュレーション

国が示す基準に沿って、本町の人口統計を基に、優先接種対象となる医療従事者、基礎疾患を有する者、高齢者（65歳以上）、小児等の対象者数を正確に推計する。

接種対象者区分の試算（例）	試算の考え方
高齢者	人口統計の65歳以上の人口
基礎疾患を有する者	対象地域の人口の一定割合（例：約7%）と推計
妊婦	母子健康手帳の届出数より推計
小児・乳幼児	該当年齢の人口統計より推計
一般成人	総人口から上記を除いた人口

1. 接種体制・会場の設計

- **集団接種**：町内の公共施設（体育館等）を会場として選定する。受付、問診、接種、経過観察（副反応待機）の動線が交差しないレイアウトを設計し、必要な資機材（パーテーション、冷蔵庫・ディープフリーザー等）の確保計画を立てる。
- **個別接種**：板野郡医師会や町内の医療機関と連携し、身近なクリニック等での個別接種体制の構築に向けた協議・委託契約の準備を行う。

2. 医療従事者の確保

集団接種会場の運営に不可欠な医師、看護師、薬剤師等の確保について、地域の医師会等と平時から協力関係を築き、派遣スキームを取り決めておく。

3. DX（デジタル化）の推進

国が構築する予防接種記録システム（VRS等）への接続環境を整備し、マイナンバーカードを活用した接種記録のリアルタイム管理や、電子的な接種券の送付・予約システム導入の準備を進める。

第2節 初動期

1. 接種計画の具体化と人員配置

ワクチンの供給見込み量が示され次第、速やかに接種スケジュール（ペース）を策定する。総務課等と連携し、全庁から事務スタッフ（受付、誘導、データ入力担当）を動員するシフト表を作成する。

2. 特定接種の推進

町民の生命や社会機能の維持に不可欠な「登録事業者」（ライフライン事業者等）や、対策業務に直接携わる町職員等に対する「特定接種」について、国の方針に基づき迅速に実施する体制を整える。

第3節 対応期

1. 住民接種の実行と予約管理

国が決定する接種順位（例：医療従事者→高齢者→基礎疾患を有する者→一般）に従い、コールセンターやウェブシステムを通じた予約受付を開始し、集団接種・個別接種を本格稼働させる。

2. 要援護者等への接種手段の確保

特別養護老人ホーム等の高齢者施設入所者や、重度の障がい等により自力での会場来

場が困難な在宅療養者に対して、巡回（訪問）による接種チームを派遣する等、取り残しのない接種体制を確保する。

3. ワクチンの流通・在庫管理

町内の各医療機関や集団接種会場におけるワクチンの在庫をシステムで日々監視し、偏在や滞留が生じないように、医療機関間でのワクチンの融通調整を機動的に行う。

4. 副反応疑いへの対応と健康被害救済

接種会場においてアナフィラキシー等の重篤な副反応が発生した場合に備え、救急救命用具（アドレナリン製剤、AED等）を配備し、近隣の二次救急医療機関や消防機関への緊急搬送体制を確立しておく。また、予防接種による健康被害が生じた町民に対し、国の救済制度に基づく申請受付や相談対応を迅速に行う。

第5章 保健

保健所を設置していない本町においては、徳島県（管轄保健所等）が実施する積極的疫学調査や入院調整等の保健業務を後方から支援するとともに、在宅療養者等に対する地域密着型の生活支援を主体的に担う。

第1節 準備期

1. 徳島県・保健所との連携体制構築

患者発生時に、県から患者情報や濃厚接触者の情報が町に適切かつ迅速に共有されるよう、平時から情報連携のルールやルートを取り決めておく。

2. 生活支援スキームの検討

在宅療養者が急増する事態に備え、食料品や生活必需品の調達先、配送を委託する民間事業者、パルスオキシメーター等の貸与手法について、具体的な運用スキームを設計しておく。

第2節 初動期

1. 疫学調査等への協力

町内で感染疑い事例が発生した場合、県（保健所）が行う行動履歴の調査や接触者の特定に対し、町立施設や学校の利用履歴の提供等を通じて全面的に協力する。

第3節 対応期

1. 在宅療養者等への生活支援の実施

医療逼迫により在宅療養を余儀なくされる患者や、濃厚接触者として自宅待機を求められる町民のうち、親族等の支援が得られない者（高齢者、単身者等）に対して、町の責任において食料品、日用品、配食サービス等の生活支援物資の提供・配送を行う。

2. 健康観察業務の補助

感染の急激な拡大により保健所の業務が逼迫した場合、県の要請に基づき、町職員が軽症の在宅療養者等の安否確認（電話等による健康観察）を補助する体制を稼働させる。

3. 一般廃棄物の安全な処理

自宅療養者から排出される家庭ごみが感染源とならないよう、家庭における廃棄物の密封・密閉処理の徹底（「ごみの二重縛り」、「空気を抜いて密閉する」等の適正な排出ルール）を周知し、ごみ収集業務に従事する作業員の安全を確保しつつ、公衆衛生環境を維持する。

第6章 物資

感染症対策に不可欠な医療用・衛生用物資が全国的に不足する事態を想定し、特措法第10条に基づき、町としての備蓄と適切な管理を行う。

第1節 準備期

1. 感染症対策物資の備蓄と管理

総務課及び各施設管理者は、町役場の窓口業務、ごみ収集業務、水道・下水道の維持管理、保育所、学校等において業務継続に必要となる個人防護具（サージカルマスク、N95マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスシールド等）や手指消毒液の必要量を算定し、計画的に調達・備蓄する。

2. ローリングストックの徹底

備蓄物資は使用期限が存在するため、災害対策基本法に基づく防災備蓄品と兼ねるなどの工夫を行い、平時から定期的な入れ替え（ローリングストック）を実施して品質を管理する。

第2節 初動期

1. 備蓄状況の緊急点検と追加調達

発生を感知した段階で直ちに備蓄量と使用期限の再点検を行う。市場での品薄や価格高騰が想定されるため、流通網が逼迫する前に、不足が懸念される物資の追加調達を緊急に行う。

第3節 対応期

1. 物資の適正配分と使用指導

備蓄物資を、感染リスクの高い最前線で業務にあたる職員（相談窓口、救急・消防連携、ごみ収集担当等）に対して優先的に払い出す。また、物資の枯渇を防ぐため、防護具の適切な使用基準を徹底する。

2. 国・県との連携

町内の医療機関、福祉施設、または町独自の備蓄物資が極端に不足し業務継続に支障をきたす恐れがある場合は、県を通じて国へ物資の供給支援を要請する。同時に、町民に対してマスクや消毒液の買い占め・転売等を行わないよう、冷静な購買行動を強く呼びかける。

第7章 住民生活及び地域経済の安定の確保

感染症のまん延や、それに伴う外出自粛・休業要請等により、地域経済や町民生活は深刻な

打撃を受ける。行政機能の維持と並行して、地域社会の崩壊を防ぐための支援策を展開する。

第1節 準備期

1. 事業者への事業継続計画（BCP）策定の推進

町内の商工業者、物流業者、食品販売業者等に対し、平時から新型インフルエンザ等の発生時における従業員の感染予防策や、中核事業を維持するためのBCP策定を強力に啓発・支援する。特にライフライン事業者（電気、通信、ガス等）には高度な準備を求める。

2. 生活必需品等の供給ネットワークの確認

食料品や日用品の流通が滞る事態に備え、災害時協定を締結している地域の生活必需品供給事業者、農協、物流業者等と、有事の優先供給ルート等について事前確認を行う。

第2節 初動期

1. 経済・消費動向の監視

マスク等の衛生用品や食料品に関する過度な購買行動の兆候がないか、町内の小売店の状況を監視する。不当な便乗値上げ等に対しては国・県と連携して指導を行う。

2. 町役場業務のBCP発動準備

町役場内で感染者が発生することを想定し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、分散勤務等の体制へ移行する準備を整え、住民サービスの低下を最小限に抑える体制を組む。

第3節 対応期

1. 住民生活に不可欠な行政機能とインフラの維持

職員の感染による大幅な欠勤が生じた場合でも、上水道の供給、下水処理、ごみ収集という町民の生存に直結する業務が絶対に停止しないよう、人員の再配置等を活用して業務を完遂する。

2. 事業者及び生活困窮者への財政的・制度的支援

県による休業要請や営業時間の短縮要請に応じた町内事業者に対する財政的支援や、経営が悪化した中小企業向けの緊急融資・助成金制度等の案内を制度の運用確定後、速やかに行う。また、休業や失業により生活に困窮する町民に対し、生活福祉資金の特例貸付等のセーフティネット支援を的確に案内・給付する。

3. 社会経済活動の回復に向けた支援（出口戦略）

流行の波が収束に向かい、基本的な感染症対策へと移行するフェーズにおいては、停滞した消費行動や地域経済の再活性化を図るため、町独自の消費喚起策（プレミアム付商品券の発行等）や観光振興策を企画・実行し、地域経済の迅速な回復を協力で推進する。